三　施行期日等

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。ただし、二については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、一の3については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとした。

2　一の1及び4による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用するものとした。

3　二による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、二の施行の日以後その期日を告示される審査について適用するものとした。

◇地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（法律第九五号）（総務省）

一　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正関係

1　育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第二七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含むものとすることとした。（第二条関係）

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　職員は、要介護家族の介護をするため、任命権者又はその委任を受けた者が、当該職員の申出に基づき、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九三日を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間、休業をすることができることとした。（第六一条第六項関係）

2　職員であって小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行う等のため、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、厚生労働省令で定める一日未満の単位で休暇を取得することができることとした。（第六一条第一一項関係）

3　職員は、要介護家族の介護その他の世話を行うため、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、厚生労働省令で定める一日未満の単位で休暇を取得することができることとした。（第六一条第一六項関係）

4　任命権者又はその委任を受けた者は、職員が要介護家族を介護するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととした。（第六一条第二〇項関係）

5　職員は、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことができることとした。（第六一条第三二項関係）

6　任命権者又はその委任を受けた者は、職場において行われる職員に対する育児休業、要介護家族の介護をするための休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととした。（第六一条第三四項関係）

三　この法律は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（法律第九六号）（法務省）

1　裁判官の育児休業の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該裁判官が現に監護するもの、児童福祉法第二七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である裁判官に委託されている児童のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として最高裁判所規則で定める者を含むこととした。（第二条第一項関係）

2　この法律は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第九七号）（農林水産省）

1　目的の改正

目的規定に、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置を明記することとした。（第一条関係）

2　被害防止計画の記載事項の追加

㈠　被害防止計画に定める事項に、対象鳥獣の食品としての利用等に関する事項を加えることとした。（第四条第二項関係）

㈡　市町村は、必要と認めるときは、被害防止計画に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないこととした。（第四条第四項関係）

3　指定管理鳥獣捕獲等事業との連携

被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合には、当該市町村等及び当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携し協力するよう努めなければならないこととした。（第七条の三関係）

4　鳥獣被害対策実施隊の設置等についての支援

国及び都道府県は、市町村が行う鳥獣被害対策実施隊の設置等の措置について、必要な支援に努めるものとした。（第九条第八項関係）

5　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等

㈠　国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等における安全性を確保するため、当該対象鳥獣の食品等としての安全性に関する情報の収集等に努めなければならないこととした。（第一〇条の二第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとした。（第一〇条の二第二項関係）

㈢　国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等関係者が連携し協力することにより、対象鳥獣の食品としての利用等が図られることに鑑み、関係者間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとした。（第一〇条の二第三項関係）

6　捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進

国及び都道府県は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進を行うものとした。（第一四条関係）

7　捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等に係る人材の育成

国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等に係る人材の育成を図るための措置を講ずるものとした。（第一五条関係）

8　表彰

国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとした。（第一六条の二関係）

9　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等に係る国民の理解

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及等の措置を講ずるに当たっては、対象鳥獣の食品としての利用等の促進が図られるよう、その利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる関係者等の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮するものとした。（第一七条第二項関係）

10　危害の発生の防止

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための取組において、国民の生命等に対する危害が発生することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一七条の二関係）